

あきないのまち支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市商店街連合会に加盟する商店街及びその周辺にある空き店舗等に新規に開業した事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街及び中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗

別図対象区域図で示した中心商店街区域（以下「中心商店街区域」という。）及び中心商店街隣接区域（以下「中心商店街隣接区域」という。）内の賃貸物件のうち、次のいずれかを満たす施設をいう。ただし、市長が特別に認めるものは、この限りでない。

ア 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない店舗又は事務所

イ 新たに商業活動又は事務所の用に供することとなってから6箇月以上利用されていない店舗又は事務所

(2) 空き物件

第3期山口市中心市街地活性化基本計画において中心市街地活性化法に基づく認定を受けた区域内（以下「中心市街地区域」という。）の賃貸物件のうち、空き店舗以外のもの

(3) 事業所

事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。

(4) 事業者

空き店舗又は空き物件（以下「空き店舗等」という。）において、開業する個人又は法人であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする者

イ あきないのまち支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受

けてから3年を経過していない者

ウ 開業する業種が飲食業又は飲食以外の小売・サービス業である場合は、中心商店街区域内における移転により移転前の店舗を空き店舗とした者。ただし、火事や風水害、地震等により被災し、事業を継続できなくなった事業主が当該区域内に移転した場合を除く。

エ 開業する業種が事務所である場合は、中心市街地区域内における移転により、移転前の物件を空き店舗等とした者。ただし、火事や風水害、地震等により被災し、事業を継続できなくなった事業主が当該区域内に移転した場合を除く。

オ 市税の滞納をしている者

カ その他市長が不相当と認める種類の事業を行っている者

(5) 取得財産

補助事業により取得し、又は効用の増加した設備、建物等をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象となる事業者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 空き店舗で来街者を対象とした小売商業又はサービス業を営み、又は空き店舗等に常用従業者数（当該事務所に所属して働く全ての人数をいう。）が3名以上の事務所を開業し、地域の活性化に相当であると認められる者

(2) 日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)のうち、別表1に定める業種に該当する店舗、又は別表2に定める業種に該当する事業であって、自らの事業にかかる事務処理業務や営業活動の拠点として使用するための事務所を開業した者

(3) 山口市商店街連合会に加盟する商店街組織に加入した者。ただし、物件が所在する区域に商店街組織が存在しない場合は山口商工会議所の会員となった者。

(4) 別表3に定める補助対象経費について、山口市及び国、県、その他の団体から補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等については、別表3に定めるところによる。

(事前の届出)

第6条 補助金の交付申請を行う予定の事業者(以下「事前届出者」という。)は、工事着工日又は開業日のいずれか早い日の前日までにあきないのまち支援事業補助金事前届出書(第1号様式)を運営主体に提出するものとする。

(交付の申請)

第7条 事前届出者のうち補助金の交付を受けようとする事業者(以下「交付申請者」という。)は、運営主体が指定する日までに、店舗等改装に係る補助金(以下「改装費補助金」という。)にあつてはあきないのまち支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に、物件賃借料に係る補助金(以下「賃借料補助金」という。)にあつてはあきないのまち物件賃借料補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 運営主体は、交付申請者から前条に定める申請があつたときは、審査会を開催し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、改装費補助金にあつてはあきないのまち支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)に、賃借料補助金にあつてはあきないのまち物件賃借料補助金交付決定通知書(様式第5号)により、適当と認められない場合は、あきないのまち支援事業補助金(物件賃借料補助金)不交付決定通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付の履行)

第9条 前条に定める交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、改装費補助金にあつては速やかに、賃借料補助金にあつては運営主体が別に指定する日までにあきないのまち支援事業補助金(物件賃借料補助金)交付請求書(様式第7号)を運営主体に提出するものとする

2 運営主体は、前項に定める請求書の提出があつたときは、交付決定事業者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助の更新)

第10条 賃借料補助金の交付決定事業者が、第5条に定める交付対象期間の範囲内において、翌年度以降も補助金の交付を受けようとするときは、翌年度の4月末日

までにあきないのまち物件賃借料補助金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合における補助金の交付の決定については、第8条の規定を準用する。ただし、審査会による審査は不要とする。

（取得財産の管理及び処分）

第11条 交付決定事業者は、取得財産について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定事業者は、交付決定日から3年間は、事業所を移転又は閉業してはならず、これら及びその他の理由により取得財産を処分してはならない。ただし、あらかじめ、あきないのまち支援事業補助金（物件賃借料補助金）に係る移転・閉業・財産処分申請書（様式第8号）を運営主体に提出し、その承認を得た場合はこの限りでない。

3 交付決定事業者は交付決定日の属する事業年度の後3年間は、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 運営主体は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項に規定する、あきないのまち支援事業補助金に係る移転・閉業・財産処分申請書の提出があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、取り消す必要があると認めたとき。

2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を別に定めるあきないのまち支援事業補助金返還規程により返還させることができる。

3 運営主体は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、あきないのまち支援事業補助金（物件賃借料補助金）交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該事業者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第13条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認めた事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に出店した者において、補助対象事業者となる者については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に出店した者

において、補助対象事業者となる者については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に出店した者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに
出店した者において、補助対象事業者となる者については、改正前の要綱を適用するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。